

協議第 21 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 25 日提出

柳川市・大和町・三橋町合併協議会

会長 河野弘史

合併協定項目番号	19	慣行の取扱い
<p>慣行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 市章及びシンボルマークは、合併時までに公募し、協議会で決定する。2 市の花・木・歌、市民憲章及び宣言は、新市において調整する。3 行事（式典等）は、合併時までに調整する。4 姉妹都市等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて調整する。5 表彰は、新市において調整する。		

柳川市・大和町・三橋町合併協議会の調整内容

協定項目 第 19号	慣行の取扱い	細目	慣行の取扱い	専門部会・分科会	A 総務部会 分科会
調整内容	<p>1 市章及びシンボルマークは、合併時までに公募し、協議会で決定する。</p> <p>2 市の花・木・歌、市民憲章及び宣言は、新市において調整する。</p> <p>3 行事(式典等)は、合併時までに調整する。</p> <p>4 姉妹都市等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて調整する。</p> <p>5 表彰は、新市において調整する。</p>				

	柳川市の現況	大和町の現況	三橋町の現況	課 題
市 町 章	 昭和31年制定 柳川の「や」をもじってやわらかな柳を象徴し、市が将来伸びんとする力強さを双葉の形をもって表す。	 昭和41年制定 大和町の「や」を図案化したもので、中央の円は町民の平和、円満を表現し、羽根型は町勢の飛躍と発展を象徴する。	 昭和42年制定 三橋町の「み」をかたちどり、近代農業の町として伸び行く町勢と、力強い町民の融和、団結を簡素明快に表す。	<p>慣行とは 前からのならわしとして行われること 常に繰り返して行うこと 例えば、市町章、市町の花・木・鳥・歌、憲章、宣言、行事、表彰などの総称として使用されている。なお、何を慣行として取り上げるかは、それぞれの地域の実情をふまえて協議会で決められる。</p> <p>市章は市を象徴するものであり、新市スタート時点で制定する必要がある。</p>
シン ボ ル マ ー ク	 平成4年制定	なし	 平成9年制定	
花 木	市の花：花しょうぶ（昭和52年制定） 市の木：柳（昭和57年制定）	町の花：花しょうぶ（昭和63年制定） 町の木：サザンカ（昭和63年制定）	町の花：ふじ（昭和62年制定） 町の木：はぜ、けやき（昭和62年制定）	
歌	なし	「大和よいやな節」	「みつはし音頭」 「みつはし踊ろい音頭」	

	柳川市の現況	大和町の現況	三橋町の現況	課 題
憲章	昭和47年4月1日制定(別紙)	なし	昭和62年10月17日制定(別紙)	
宣言	交通安全都市宣言 核兵器廃絶平和都市宣言 暴力追放都市宣言	非核・恒久平和宣言 人権擁護宣言 暴力追放宣言 交通事故撲滅宣言 環境美化宣言 青少年健全育成宣言	明るい選挙推進宣言 交通安全宣言 暴力追放宣言 非核平和宣言 違法銃器根絶宣言	宣言は、議会の意思を内外に表明するための決議である。
行事	出初式 戦没者追悼式 成人式 市政功労者表彰	出初式 戦没者追悼式 成人式 自治功労者表彰	出初式 戦没者追悼式 成人式 自治功労者表彰	
姉妹都市	大分県竹田市 (昭和57年4月3日締結) オランダ・ブレーデルウィーデ市 (昭和48年10月24日締結)	なし	なし	竹田直入地域市町合併協会は、「姉妹都市等を新市に引継ぎ、合併後調整する」と決定している。
友好都市	宮崎県延岡市 (昭和59年11月6日締結)	まほろば連邦 宮城県大和町 新潟県大和町 茨城県大和村 神奈川県大和市 山梨県大和村 岐阜県大和町 島根県大和村 広島県大和町 山口県大和町 佐賀県大和町 鹿児島県大和村 まほろば連邦は平成16年度に解散予定	なし	

柳川市の現況	大和町の現況	三橋町の現況	課 題
<p>柳川市表彰条例 (昭和48年12月22日制定)</p> <p>市長、助役、収入役、教育長 10年</p> <p>市議会議員 10年</p> <p>各種委員会委員、行政区長 10年 消防団員 20年</p> <p>多額の金品を寄付した者</p> <p>模範と認められる行為があった者又は団体 功績顕著な者又は団体</p> <p>柳川市職員の表彰に関する規則 (昭和33年10月6日制定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命をとして職務を遂行した者 ・ 職務に関し有益な発明、考案し、市行政事務又は事業の改善、能率の増進等に特別の功績のあった者 ・ 抜群の功労のあった者 ・ 災害防止上特別の功績のあった者 ・ 15年以上在職し、功労顕著な者 ・ 市長が表彰に足ると認めた者 	<p>大和町表彰条例 (昭和42年6月19日制定)</p> <p>町長、助役、収入役、教育長 10年</p> <p>町議会議員 10年 特別職員で非常勤 10年</p> <p>町の職員 15年 金品を寄付した者又は団体 10万円</p> <p>模範となるような善行をした者又は団体</p> <p>町長が表彰に足ると認めた者又は団体</p>	<p>三橋町表彰規程 (昭和46年9月28日制定)</p> <p>町長、助役、収入役、教育長 10年及び20年</p> <p>町議会議員 8年及び15年 特別職員で非常勤 8年及び15年</p> <p>町の職員 20年及び30年 多額の金品・不動産を寄付した者又は団体</p> <p>模範となるような善行をした者又は団体</p> <p>町長が表彰に足ると認めた者又は団体</p>	

柳川市の現況	大和町の現況	三橋町の現況	課 題
<p>柳川市民憲章（昭和47年4月1日制定）</p> <p>市民のことば</p> <p>わたくしたちは、美しい水と緑と伝統を生かして、うるわしいまち・柳川を育てましょう。</p> <p>わたくしたちは、教育を重んじ、教養をたかめて、香り高い文化のまち・柳川を育てましょう。</p> <p>わたくしたちは、秩序をまもり、温かい心を合わせて、明るい平和なまち・柳川を育てましょう。</p> <p>わたくしたちは、仕事に励み、生産をたかめて豊かなまち・柳川を育てましょう。</p> <p>わたくしたちは、希望を大きく、視野を広くもって活気に満ちたまち・柳川を育てましょう。</p>		<p>三橋町民憲章（昭和62年10月17日制定）</p> <p>自然を愛し、楽しくふれあいのある町にしましょう。</p> <p>健康で明るく、心ゆたかな町にしましょう。</p> <p>伝統を重んじ、文化の香り高い町にしましょう。</p> <p>きまりを守り、快適な生活のできる町にしましょう。</p> <p>町民の連帯と英知で、活力のある町にしましょう。</p>	
<p>[先進事例]</p> <p>瑞穂市 合併後に検討機関を設け新たに市民憲章、市章、市の花、木、色、鳥、魚、歌を制定するものとする。</p> <p>宗像市 慣行については、原則として新市において調整する。姉妹都市、友好交流都市については、合併後も交流を継続する。</p> <p>東かがわ市 町章・町木・町花については、新町において調整する。町歌、町民憲章については、新町において調整する。</p> <p>瀬高町・山川町・高田町</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市章は新市のシンボルとなるものであるため、新市において定める。 2 市の花・市の木・市歌・市のシンボルマークについては、新市において定める。 3 市民憲章、宣言については、新市において定める。 4 行事については、新市の一体性の確保という観点から合併時又は合併後に統合する。 			